

国保・後期高齢者医療の高額療養費制度、学生特例 医療費が高額になった方、就学のために転出する方の申請・届け出

医療費の自己負担額が一定の額を超えると健康保険から高額療養費の支給があります。また、限度額適用認定証を提示すると窓口での支払いが限度額までにとどめられます。国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で、医療費が高額になるときは、国保年金課へ相談しましょう。

国保年金課 国保係
☎995-1814
後期高齢者医療係
☎995-1813

高額療養費制度

高額療養費は、1カ月の医療費の自己負担額が、一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた分が健康保険から支給される制度です。自己負担限度額は70歳未満か70歳以上かで異なり、所得によっても異なります。

医療費の支払い後に高額療養費の還付がある場合は、診療月の約2～3カ月後に通知します。

自己負担限度額（70歳未満の方）

区分	所得額 ※1	3回目まで	4回目以降 ※3
ア	901万円超	252,600円※2	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円※2	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円※2	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	非課税世帯	35,400円	24,600円

自己負担限度額（70歳以上の方）

負担割合など	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)
3割	44,400円	80,100円※2 (4回目以降▶) 44,400円
2割	一般	12,000円
または	低所得者Ⅱ	24,600円
1割	低所得者Ⅰ	8,000円
		15,000円

※1 総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた額について世帯の被保険者分を合計したもの

※2 医療費が一定の額を超えた場合、超えた額の1%を加算

※3 過去12カ月で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の限度額

限度額適用認定証

医療機関窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。入院などの予定がある場合に申請してください。

対象となる方／●70歳未満の方

●70歳以上で低所得者Ⅰ・Ⅱ（非課税世帯）の方
交付手続き／保険証とはんこをお持ちになり、国保年金課で申請してください。

※市民税の申告がない方は、交付できないことがありますので申告をお願いします。

※加入している健康保険の保険税（料）を滞納している場合は、限度額適用認定証の交付を受けられないことがあります。

入院時の食費の負担額

区分オ、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、限度額適用認定証を医療機関窓口で提示することで、入院時の食事代が減額になります。国保年金課へ申請してください。

入院時1食あたりの負担額

市民税課税世帯（下表以外の方）	360円	
・区分オ ・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

就学で市外に住む学生には 学生特例があります

市の国民健康保険に加入している方が、就学のため市外に住所を移して学校に通うとき、届け出る必要があります。学生用の被保険者証を交付します。市外に住所を移すときに、必要な書類を添えて届け出てください。

所 国保年金課

持 ●保険証 ●学生証または、これから就学する場合は、入学許可書など就学することを証明する書類（コピー可） ●はんこ